

第6回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年6月11日（金）10:00～12:00

場所：三田共用会議所講堂

※：重田委員、尾島委員、東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員が追加意見発表資料に基づき意見発表を行い、事務局から関連データ等の説明を行った後に、意見交換を実施

＜意見交換＞

○齊藤委員

・東條委員等から「行政処分の運用の厳格化を図り、更なる厳罰化は不要。」との意見があったが、これには疑義がある。平成19年の改正建築基準法を単純に緩和することには反対である。性善説に立ち設計者への信頼を前提にして緩和するのであれば、信頼を裏切った者は厳罰に処すべきである。緩和とバランスをとるための厳罰化についてどう考えるのか。性善説に立つのであれば厳罰化に不都合はないのではないのか。また、行政処分の運用の厳格化とは具体的に何を想定しているのか。

○峰政委員

・更なる厳罰化よりも業務停止等の行政処分の運用の厳格化の方が有効と述べたのであって、現在の罰則を緩和すべきとは考えていない。また、厳罰化により不都合が生じるとは考えていない。

○三栖委員

・既に十分に厳罰化されていると考えている。また、厳罰化よりも、立入り、完了検査による摘発を徹底すべきと考える。

○齊藤委員

・どの部分が過剰か具体的な議論をせず、国民の安全・安心の確保を緩めようとすることに憤りを感じる。先般の改正時に長妻議員は国会で「今回の改正は弥縫策に過ぎない」と言っており、民主党は更に厳しい対案まで出していた。民主党案は白紙に戻ったわけではないと聞いている。この検討会で「法改正当時は、異常な雰囲気の中で、政治の圧力や世論のせめぎ合いの中でつくった。」との発言があったが、これは国会を冒瀆している。また、この検討会のメンバーもそもそも設計者側が多い。国民の安全・安心の確保を緩めるのであれば、具体的な議論をしてほしい。懲役を3年から5年にした方が抑止力がある。性善説に立つのであれば、悪質な者に対しては厳罰化すべきである。

○峰政委員

・三栖委員の発言のとおり、罰則強化を考えるよりも、行政処分の運用の厳格化、検査の厳格化を図ることが有効と考える。

○牧村委員

・現在の罰則は適正であり更なる厳罰化はいらないと考えている。厳罰化よりも罰則の対象となる行為をさせないための仕組みを考えることの方が重要である。例えば、設計者の賞罰の履歴、業務実績、所属事務所等を容易に閲覧できるようにし、国民が優良な設計者の選択をできるように行政が前向きに対応すべきである。罰則、損害補償等の事後的な措置よりも、違反を川上で防止することの方が重要である。

○高野委員

・重田委員提出資料で、違反行為の抑止力のため、審査機関におけるチェック機能の充実が

必要という提案があったが、平成 19 年改正により、審査の指針が示され、現状の審査はかなりきめ細かく充実している。これ以上の審査の充実は、審査期間の更なる延長を招く。審査機関のチェック機能の問題でなく、設計者側からのアプローチも必要だ。

○東條委員

- ・信頼できる建築士を育てるため、建築関連団体による自律的監督体制が可能となるよう、建築士法改正に向けた検討をしてもらいたい。弁護士法、医師法には団体による自律的監督体制について規定されている。

○齊藤委員

- ・建築士の情報提供は民間で実施すべきものとする。建築士法のどこか問題があるのか。

○東條委員

- ・建築士事務所協会、建築家協会において、建築士の質の向上に向けた継続研修を実施している。これらの取組みを公式に位置づけることは、消費者保護につながるものと考えている。

○三栖委員

- ・尾島委員の意見を支持する。専門分野の設計者が建築士のもとで法的に責任を持てる立場を持つことができるよう、行政には、資格制度の見直しをしてもらいたい。また、団体加入の義務付け、登録講習機関の指定を設計団体が受けられるようにすること、建築士事務所の法的位置づけを明確化することを検討してもらいたい。

○峰政委員

- ・建築士の団体加入は任意とされている。建築士会は建築士法第 24 条の第 4 項により、建築士に対して研修を行うことが定められている。しかし、建築士にはその義務付けはない。同様に日事連も建築士法 27 条で設計事務所に所属する建築士に対して研修を行うよう定められている。しかし、該当する建築士への義務付けはない。これらの研修を建築士が資質向上を目指して受講するよう、何らかの法的なしくみによる支援をお願いしたい。
- ・建築士法第 24 条の第 2 項の規定により建築士に義務付けられている定期講習は、国が指定する登録講習機関により行われている。我々団体が大臣・知事指定講習として従来から行ってきたものとほぼ同じ内容であるにもかかわらず、国の指定から外され、現在はその下請けとして実務を行っている。この定期講習を設計団体で実施できるよう、建築士法の見直しを行ってもらいたい。

○高野委員

- ・東條委員等から、「計画変更について、安全性が確認できれば、建築確認手続きは行うが、工事の継続は認める。」との意見発表があったが、これは、6 月 1 日施行の建築確認手続き等の運用改善により、計画変更手続きを要しない軽微な変更の対象が拡大されたことを前提の上での意見か。

○細澤委員

- ・例えば、RC 造の柱において鉄筋の数を 1 本増やすような断面の変更は軽微な変更該当せず、確認手続きのために工事停止となる場合もある。

○三栖委員

- ・計画変更があると、計画変更に係る確認審査がなされるまで変更対象部分の工事を止めることとなっている。検査までに確認手続きを受ければよいこととし、工事が止まることのないようにしてほしい。

○深尾座長

- ・計画変更が起こった場合にあっては工事停止を起こさせない法改正を考えてくれとか。これは、個人的には重要と考えているが、意見整理においては、「その他の建築基準法に関する意見」に分類されるものである。

○齊藤委員

- ・事務局提供の資料において、ロサンゼルス市においては建築許可料等に1,590万円かかり、横浜市では、確認手数料に60万円かかるとあるが、これほど額が異なる理由を分かれば教えてほしい。審査内容の違いなのか。又は、横浜市においては受益者にあまり負担を求めているということなのか。

○事務局

- ・根拠は不明である。

○深尾座長

- ・もしわかれば、次回示してほしい。

○木原委員

- ・法定の確認審査期間を構造計算適合性判定の対象物件でも35日とするためには、現状では実務能力が不足している。将来的に、民間のピアレビューに移行すべきと考えているが、この実現に当たっても審査手数料の低さが障害となると考えている。審査手数料は、現状の2～3倍は必要と考える。そうすることで、審査能力の改善が図られる。

○谷合委員

- ・法定期間については、構造計算適合性判定の対象物件についても、最大35日に短縮すべきと考えているのか。6月1日施行の運用改善により、70日かかっている確認審査期間を半減することを目指すこととしており、法定期間短縮の議論は、その結果を見極めてからでもいいのではないかと。現行でも、原則35日、最大70日まで延長できるという規定であり、敢えて法律の規定を変える必要はないのではないかと。

○脇出委員

- ・法定期間は、民間確認機関については対象としていないが、民間確認機関が確認審査の大半を実施している現状で特定行政庁のみを対象とした法定期間を設定する必要があるのかを整理すべき。法定期間設定の目的が審査期間の短縮にあるならば、実際の確認審査期間には、申請者が補正する期間も含まれており、申請者が完璧な図書で申請をすれば、それだけで確認審査期間は半減することとなる。建築主に補正に要する時間の実態を知ってもらうために、例えば、確認済証に設計者が補正に要している期間を記載してはどうか。法定化の目的がスケジュールの明確化ならば、審査期間を法律で一律に規定する必要はなく、行政庁ごとに明示するルールだけを規定すればよい。また、審査期間算定には閉庁日は除いて欲しい。閉庁時においても確認審査のため登庁しなければならないことがある。さらに、確認審査期間は、時代に合わせて容易に改正出来るように、法律でなく告示に記載する程度でいいのではないかと。

○来海委員

- ・事務局に聞くが、現行の法定期間35日は、法改正前の21日に構造計算適合性判定に要する日数を加えて35日としているのか、又は、審査の厳格化のため総体的に増やしたもののなのか。今般の運用改善により、確認審査と構造計算適合性判定の並行審査を可能としているので、前者であれば、21日に戻してもいいのではないかと。
- ・法律上の上限日数については、それほど重要ではない。それよりも、確認済証がおりるまでのスケジュール感が明確となることの方が重要である。

○事務局

- ・1～3号については、構造計算適合性判定の対象外であったとしても35日であり、21日から35日にしたのは、確認審査の厳格化のためである。さらに、構造計算適合性判定の対象物件については、最大で35日延長できることとしている。

○来海委員

- ・今般の運用改善等で厳格化についてはかなり効率化されると考えているが、現状でも厳格な審査のために、「35日から21日を引いた14日」は必要と考えているのか。

○事務局

- ・審査日数がどの程度になるか実態をみたうえで考える必要があるが、現在の確認審査を21日で行うのは無理だと思う。

○深尾座長

- ・事務局提供の資料によると、構造計算適合性判定の対象物件については、21日での審査は不可能と思われる。

○来海委員

- ・法定期間については、6月1日施行の運用改善が安定してくる2～3ヶ月後の状況を見て議論すべきである。
- ・構造計算適合性判定の対象については、単に緩和すればいいとは思っていない。国民の安全を守るのは、設計者としての職務と考えている。ただし、一部の設計者のために作られた「無駄な部分」を他の多くの設計者が頑張って守っていることは分かってほしい。

○斉藤委員

- ・法定期間35日はあくまで上限である。法定期間21日の中で耐震偽装が起こった。耐震偽装を今後一件たりとも起こさせないことが必要である。行政の業務にはスピード感がないとは感じるが、法定期間については、スケジュールを明確化することにより、解決できると考えている。また、35日でどうやれば審査できるかについても考える必要がある。2週間の経済的損失の意味が分からない。違反が発覚した際のマイナス効果を考えると、違反を未然に防止する方がいいと考える。

○浅田委員

- ・事務局提供の資料をみると、審査側が審査に全日数を費やしているようにみえるが、これは、あくまでも、事前審査も含め、かつ申請者側の補正に要する日数を含めているものである。内訳では、1/2～1/3が実際に審査に要している日数である。日数の公表にあたっては、内訳を示してもらいたい。大規模で特殊な建築物以外は、法定期間35日はクリアしている。法定期間については、運用改善の状況を見て決めてもらいたい。また、現状では、閉庁日を法定期間に加えており、4号建築物については最悪1日～2日しか審査できないこともあるので、閉庁日については法定期間に加えないこととしてもらいたい。

○東條委員

- ・確認審査期間の公表について、規模別に公表することは考えられないか。

○事務局

- ・構造計算適合性判定の対象物件は年間1万件以上あり、詳細な調査をする程確認機関に負担がかかるので、公表の仕方には一定の限度がある。ただし、設計者側の理由で時間がなかったものの割合等について公表していく方向で考えている。

○来海委員

- ・プロジェクトのスケジュールについては、審査期間 35 日であれば問題はないが、70 日かかると支障が生じる。「法定日数が最大 70 日なので、70 日はかかりうる。」と説明する審査機関もある。大規模物件については、大臣認定が大きなウェイトを占めており、確認審査期間は相対的に問題とならないが、中規模の物件では審査期間 35 日と 70 日との差は大きい。法定期間 70 日の見直しについて検討することが必要なのではないか。

○深尾座長

- ・意見整理表に、法定期間 70 日の見直しに係る意見を加えてもらいたい。

○斉藤委員

- ・法定期間はあくまでも上限であり、70 日とか 35 日に意味があるとは思わない。ただし、法律に 70 日と書いているので、あえて 70 日でやっている機関があるのなら、それは問題である。これは裁判所の勾留期間の問題と同様である。無駄な部分や審査側の怠慢等を踏まえないと具体的な数字の議論はできない。

○秋山委員

- ・安全が確保できるのであれば、審査期間は短くすべきである。法定期間を建物の規模・構造に分けて定めるべきである。

○川本住宅局長

- ・検討会での議論、意見を踏まえて必要な法改正を検討したいと考えている。国民の安全を損なわせることは考えていないし、そのような指示も受けていない。平成 19 年の法改正から 3 年が経過しているが、今なお、建築確認手続きが煩雑であり、審査期間も長いという話を聞いている。議論の中心となるのは、構造計算適合性判定制度、法定期間、罰則をどうすべきかという点と考えているが、見直しは既定路線ではない。また、委員については中立的に選んでいる。委員の皆様の意見については、政務 3 役に名前入りでそのままあげて、判断を仰ぐこととしている。今後は、構造計算適合性判定制度の実態に基づき詰めた議論をお願いしたいと考えている。

○三栖委員

- ・設計通りに工事ができているかを確認する工事監理は重要である。工事監理者を選定することとなっているが、確認申請の際には、未定でもよいこととなっている。工事監理者を選定しないと工事着工ができないようにすべきと考える。
- ・特殊建築物については完了検査を受けないと供用できないが、住宅などは外されている。全ての建築物について完了検査を受けないと供用できないようにすべきと考える。

○細澤委員

- ・審査のバラツキが申請側の作業期間の長期化につながっている側面もある。

○斉藤委員

- ・特定行政庁は、審査期間に無駄はないと言っているが、設計者側は、無駄があると言っている。実際の審査例を提出してもらい、現状を教えてください。

○深尾座長

- ・審査例については、事務局において審査側、設計者側の委員と調整して、第 8 回検討会において示してもらいたい。
- ・次回検討会においては、「その他の意見」全般を議論していただく。